

# 脱原発法の射程



西尾 漠

原子力資料情報室



必要な法律は私たちの手で作る  
(89.1.22渋谷駅頭 木村嘉秀氏撮影)

## 一 はじまった「脱原発時代」

脱原発時代——なのだという。世界的にみれば、まさしくそうだろう。では、日本においては、どうか。むしろ数少ない非・脱原発国の最先頭を走っている、と見えるかもしれない。

しかし、原発をめぐる論争の主題は、明らかに変わってきている。「原発是か非か」から「脱原発是か非か」へ。

脱原発時代への歩みは、すでに日本でもはじまっているといえそうだが。そして、脱原発法の制定を求める運動が、その変化を促すに一定の役割を果たしたことは確かだろう。

脱原発法の制定運動とは、文字どおり、原発から脱け出す政策を法律

で定めようという運動である。原発を根っ子からとめる法律をつくるのだ、といってもよい。

法律といえば、誰かが決めて押しつけてくるものと、つい、私たちは思ってしまうがちだ。しかし、私たちにとってほんとうに必要な法律なら、私たち自身の手でつくりあげていくということが、あってよい。

それはまた、原発なき社会のビジョンを、私たち自身でつくり出すことでもある。

これまでの反原発運動にしても、そうした要素は、かなりの比重でふくまれていた。その「つくる運動」としての意味をより鮮明に押し出したのが、脱原発法の制定運動なのだと思う。そうすることによって、原発推進—反原発として固定されていた状況を流動化させえたのではない

か。  
 そんな運動が提起できるような  
 った。これは、すなわち、原発をと  
 める政策が現実的な選択と考えられ  
 るようになってきたことの証左でも  
 あるだろう。

原発をとめたいと願う世論は、政  
 府やマスコミによる調査のたびごと  
 に、いよいよ確かなものとなってき  
 ている。その世論が政治的な力とな  
 っていないことが、原発を推進しよ  
 うとする勢力にとって、唯一の救い  
 といえよう。

推進勢力のなかでも、現実には原発  
 を抱えもつ電力会社は、そろそろ原  
 発が重荷だと感じだしている。原発  
 を実際に動かしてきて初めて、小回  
 りがきかず使い勝手が悪いこと、経  
 済性を維持しようとするれば大変なム  
 リをしなくてはならないこと、あと  
 始末がやっかいなことなどが、実感  
 されだしたので。

表向きのアドバルーンはともか  
 く、電力会社としては、今後どんど  
 んと原発を拡大しようなどとは考え  
 ていない。そのことは、電力各社の  
 施設計画などを少していねいに検討  
 するならば、明々白々である。

これから建設にかかるという予定

のところは、もう何年間も、毎年一  
 年ずつ前の年の計画より先送りにさ  
 れている。最近では、すでに着工済  
 みのものまで、運転開始の時期が二  
 年、三年と遅らされるようになって  
 きた。それによって建設費が余計に  
 かかっても、早く動いてしまうより  
 はまし、というのが電力会社の偽ら  
 ざる本音なのである。

もちろん、電力会社としては、運  
 転中の原発をとめるなどは、とて  
 もいえない。経済性を第一に考えれ  
 ば、できるだけ長く動かそうとい  
 うことになるだろう。

とはいえ、原発をとめたいと願う  
 世論がさらに大きく力強くなるな  
 ら、きつととめられるとの確信が、  
 多くの人の心に生まれてきている。  
 脱原発法の制定という運動の根拠  
 は、そこにある。

## 二 “大事故前夜”

一方で、だが、脱原発法の制定と  
 いう運動を私たちが提起しているの  
 は、それだけこの運動の必要性が切  
 迫していることの反映でもある。原  
 発が建てられ、稼働している各地で  
 は、まさに“大事故前夜”とい

過言でない状況のもとで、原発と隣  
 り合わせで暮らしているのだ。

最近の原発事故の多きは、それだ  
 けで不安感を与える。重大な意味を  
 もつ事故も、少なからず起きてい  
 る。

運転開始から十数年を経たの機器  
 の損傷が、目につくようになってき  
 た。その性格上、事態は今後いつそ  
 う深刻化せざるをえない。経済優先  
 のムリがたたつた事故も、増える  
 一方だ。

日本の原発が抱えている事故の危  
 険性についてここに詳しく述べる余  
 裕はない。原発の数が増えすぎて、  
 予防的な措置がとれなくなっている  
 点を指摘しておくにとどめよう。

十年ほど以前には、ある原子炉で  
 ボルトの損傷が見つかる、同型炉  
 をすべてとめて総点検をする——と  
 いうようなことが行なわれていた。  
 いまでは、沸騰水型炉、加圧水型炉  
 のそれぞれが十数基から二十基近く  
 になり、同型炉だけをとめるのもま  
 まならなくなっている。おっかなび  
 っくり、次の定期検査まで待って、  
 順番に点検をしていくしかないのだ  
 ある。

まさに、時間とのたたかいといえ

よう。

原発の建設計画をくいとめてきた  
 ところでも、推進の動きが何度でも  
 むし返され、完全に息の根をとめる  
 には至っていない。そして、原発の  
 拡大にはブレーキがかかったにして  
 も、青森県六ヶ所村での「核燃料サ  
 イクル基地」の建設など、原子力開  
 発のあと始末の計画は、金と力によ  
 って強行されている。

国の政策レベルで根っ子からとめ  
 ることが、どうしても必要なのだ  
 ——と、私たちは思う。そこで、脱  
 原発法の制定という運動を提起した  
 のである。

## 三 “皆でつくる”

その際、成文化した法案に賛意を  
 求めることにはしなかった。提案し  
 たのは、つぎの骨子のみだ。

### 《脱原発法の骨子》

この法律は、安全で環境を傷つ  
 けないエネルギー政策の実現をめ  
 ざすために、まずすみやかな原子  
 力発電の廃止を達成することを目  
 標とし、次の三項目を基本的な柱  
 とする。

1、建設中・計画中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、直ちに廃止する。

2、運転中の原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、一定の経過措置の期間内にすべて廃止する。

3、放射性廃棄物は、地下や海底に捨てたりせず、国民の目の届くところで、発生者の責任において管理する。

右のように基本的な柱を掲げるだけにとどめたのは、前述のごとく「皆でつくる」ことで豊かな内容にしたいと考えるからだ。脱原発という大枠で一致できる多くの人びととともに、一人ひとりの気持ちを大事にしながら、具体的な道筋をつくり出していこうとしているからである。

そのために、この運動をすすめている脱原発法全国ネットワークでは、法律家と市民による「法律プロジェクト」と、研究者と市民による「エネルギー・プロジェクト」という、二つの作業グループをつくった。ここで叩き台をまとめ、議論され叩かれた点を踏まえて第二次、第

三次の叩き台を提案するわけである。

法律プロジェクトの第一次の叩き台は、まだできあがっていない。とりわけ大きな議論が期待されるのは、骨子第2項の「一定の経過措置の期間」についてだが、プロジェクトでは、次の三つのケースを想定して法案要綱をまとめているところである。

第一のケースは、即時廃止案だ。法案が可決されてから一年以内にとめる案を、即時廃止案と呼んでおく。

原発をとめる代わりに動かす火力や水力の発電所のやりくりで、多少の時間がかかる。即時といっても、半年なり一年なりの期間を置いて、各発電所の定期検査の時期を調整する必要はあるだろう。

もつとも、法案が成立しそうな勢いが運動側にあれば、電力会社も準備をはじめるので、可決後すぐに廃止として大丈夫——と考えることもできなくはない。

いずれにせよ、一年以内に廃止ということなら、経過措置の中味をあれこれ考えなくてよさそうだ。第二のケースは、もう少し長く経

過措置の期間をとるもので、たとえば五年とか一〇年のうちに段階的に廃止していく案である。

電力供給にさえ支障がなければ原発をとめられる、というわけではな

い。経済や社会への影響を小さなものにするには、多少の年数がかかるとの考えに立つ案だ。

それで時間とのたたかいに勝てるのか、との疑問はあるだろう。しかし、法案が成立するまでの時間を考えるなら、成立しやすい案のほう

が、結果的には廃止の時期を早めるかもしれない。

西ドイツ社民党が提起した脱原発法案のように、最終的な廃止期限（同法案では一九九六年末）を定めるといふやり方もある。早く法案が成立すれば、それだけ経過措置の期間に余裕ができる、という形で早期成立を迫るのである。

経過措置の期間が一年を越えるこのケースでは、その期間内にするべきことについて、いろいろと考えることがでてくる。法案要綱づくりも、なかなかやっかいだ。

さまざまな安全規制は、現行のものよりずっと厳しくする必要があるだろう。放射線被曝の規制も、むろん、厳しくする。防災対策は、より現実的なものに変えられなくてはならない。

新しい基準に合致しない原発は、経過措置の期間内であっても、運転は認められないことになる。また、地元住民による住民投票の制度をつくり、住民投票で廃止が可決されたらその原発は早期に廃止する、といったことも考えられる。

第三のケースは、さらにややこしい。一年以内にすべてとめるけれども、どうしても必要な場合は一時的に運転を認める、同時に、運転開始後一五年を経過したのから廃止していく——という案である。

現在の火力発電所のなかに、「休止」という措置をとられているものが、十数基もある。発電設備が過剰となつているため、休止の発電所は一年に一度も動かさず、何年か後には廃止されるのがこれまでの通例だ。休止を解かれて復帰することは、めつたにない。

る場合の条件が厳しく規定されなくてはならない。

——と、以上の三つのケースについて法案要綱をまとめているのだが、その三つのうちのどれを選ぶかということでは、まったくくない。

どうしたら、最も早く確実に原発の廃止ができるか。どうしたら、弱い人にしわ寄せをしない、ほんとうに大勢の人が納得できる原発廃止の道が実現できるか。議論を具体的にこなうための素材なのである。

#### 四 安全で環境を傷つけない エネルギーを求めて

一年以内に廃止なら、経過措置の中味をあれこれ考えなくてよい、と先に述べた。だが、それでも、考えるべきことは多くある。

原発および関連産業の労働者の首切り防止や、あるいは転職のための措置をどうするか。原発廃止後の地域の振興をどう図っていくか。

火力発電の焼き増しをするなら、環境への影響をどう抑制するのか。エネルギー消費を減らしたり、新しいエネルギーを開発したりすることすずめる法制度を、どうつくって

いくか……。

原発廃止に伴う電力会社への補償をどうするか、などについても、きちんとした考えをもつ必要があるだろう。

エネルギー・プロジェクトでは、すでに第一次の叩き台を『私たちのスタート台——脱原発の視点からエネルギーを考える』と題する小冊子にまとめた。脱原発法の骨子の前文にも示されていたように、原子力発電の廃止を「安全で環境を傷つけないエネルギー政策の実現」のための出発点と見なすものである。

電力需給のうえからだけなら、原発をとめることは簡単だ。しかし、原発をとめても電気がとまらなければそれでいいのか。いまのエネルギーのつかい方は、ほんとうに私たちの暮らしにとって望ましいものなのか。

本格的な議論は、まだまだ、これからだ。

そんな議論を、ただし、ムキにならず力まずに行ないながら、私たちは、脱原発法を現実のものとするべく、衆参両院の議長に宛てた請願署名の運動をすすめている。

請願権は憲法一六条に定められた

基本的人権だが、請願といっても「お願いする」ということではない。

法の趣旨からは「申し立て権」と呼ぶほうがふさわしいだろう。私たちとしても、国会に預けるのでなく、私たち自身が法律をつくるのだと考えているのは、前述のとおりだ。

一九七八年には、国会を二分する大政党のいずれも原発反対ではなかったオーストリア国会が、国民投票の結果、全会一致で原発禁止法を可決した例もある。

この年の一二月から予定されていた運転入りを前に、同国初の原発を動かすかどうかの国民投票が行なわれた。一月五日のことである。

その結果、運転入りを認めないとする票が過半数に達したのだ。投票は政府によって提起されたもので、社会党政府は、運転が認められると信じていた。最大野党の国民党が、

原発には賛成と言いつつ、運転入りには慎重さを求めると表明した。社会党内にも反対グループが生まれた。それでも、国民投票にかければ運転容認が多数を得ると、政府は信じた。結果は、意外だった。

しかし、ひとたび世論が示されるや、政治家たちの対応は素早い。一

二月一五日には、原発禁止法の成立を見るのである。

最初の原発を動かす前に禁止が決まったのだから、法律の条文は単純だ。全二条のうちの第一条で原発の建設・運転を禁止、第二条でその実行に政府が責任を有することを定めたのみ。施行令も施行規則もない。

面白いのは、この法律が成立した後、国際原子力機関などの会合で、オーストリア政府代表が原発批判の論を展開するように変わってきていることだ。政策レベルで原発をとめることの意味は、とても大きい。

もとより、オーストリアと日本とを同日に論じるには、無理がある。とはいえ、オーストリアでも、あるいはデンマークやスウェーデンなどでも、特別な人が特別なことをして原発を追い付めたのではない。

同様に日本でも、一人ひとりの「ふつうの人」の責任感が、やがて原発を追い付める政治的力となったとして、何の不思議があるだろうか。その第一歩は、何とか踏み出せたのではないかと思う。

(にしお・はく)